

変更
となる
制度

子育て・若者世帯定住奨励金

■奨励金の対象となる人
 多久市に定住することを目的として、新たに住宅を取得する申請者、もしくは配偶者が40歳未満の世帯、または申請者に中学生以下の子どもがいる世帯

■奨励金の額(上限50万円)

【定住奨励金額】 20万円
 【加算額】 転入加算 20万円
 地元業者加算 20万円

■申請期限 住民票異動後6か月以内
 ※平成27年4月1日以降の契約が対象となります

新規制度

空き家リフォーム補助金

■対象となる工事
 空き家バンクを介して売買契約し、市内業者を利用してリフォームする50万円以上の工事

■補助金額(上限50万円)

【基本額】 リフォーム代の10%
 ※ただし、上限30万円

【加算額】 転入加算 20万円

■申請期限 工事請負契約前の申請

定住奨励金制度(定住促進条例)の一部を変更します

多久市では、平成27年4月から定住奨励金制度(定住促進条例)の一部を変更します。また、新婚世帯家賃補助制度について、前年所得金額430万円であった所得要件を撤廃します。市内への定住をお考えのご家族やご友人などがいらっしゃいましたら、ぜひご紹介ください。

制度実施期間は、平成27年4月1日～平成29年3月31日までです。

新規制度

三世帯同居増改築等補助金

■補助金の対象となる人
 申請者または三親等以内の親族が所有する住宅をリフォームして三世帯同居を始めるもの、または新たに住宅を取得して三世帯同居を始めるもの

■補助金額(上限50万円)

【増改築等補助金】
 増改築等の代金または住宅取得価格の3%

【加算額】
 地元業者加算 30万円

■対象となる工事
 三世帯同居を始めた日の前後1年以内に完了する工事



■問い合わせ
 総合政策課
 ☎75-2116

平成27年度交通災害共済 加入申し込みの受け付けを始めました

■問い合わせ 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

交通災害共済制度は、交通事故にあわれた人に対する見舞金の制度です。



共済期間 4月1日～翌年3月31日(中途加入の場合は、加入された日の翌日から翌年の3月31日まで)

掛け金 1人 500円(中途加入の場合も500円)

申込方法

- 各世帯に配布した加入申込書に、住所・氏名・電話番号と加入者の氏名・加入者数・金額を記入してください。
- 申込書に加入者の人数分の掛け金を添えて、お近くの郵便局または市役所で加入手続きを行ってください。(振込手数料不要)
- 受領した「加入者証兼領収書」は大切に保管してください。

就学援助制度のご案内です

経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などを援助します。

■援助対象者

生活保護法に規定する要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

■申請方法

教育委員会学校教育課で申請を受け付けます。また、市内各学校でも相談できます。

申請後に定例教育委員会で審査され、認められれば認定となります。収入や資産状況等によっては認定されない場合があります。

■援助項目

学用品費、通学用品費、給食費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、宿泊訓練費など

■問い合わせ 教育委員会 学校教育課 ☎75-2227

借金問題

過払い請求

広告

- サラ金からの借金を完済された方、時効前(10年)であれば、過払い請求が可能です。
- 過払いの請求の場合、着手金不要(解決後、報酬金のみ)裁判までします。(印紙代等の実費は負担)

借金の相談は無料で随時受け付けます。民事・刑事の身の回りの問題もご相談ください。

営業時間 平日9:00～18:00 土曜9:00～12:00 日曜・祝日休

高崎繁行法律事務所

弁護士 高崎繁行(佐賀県弁護士会所属)
 唐津市千代田町2109-17 くりはらビル1F

TEL 0955-70-0315

